

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和3年10月14日(2021.10.14)

【公表番号】特表2020-536426(P2020-536426A)

【公表日】令和2年12月10日(2020.12.10)

【年通号数】公開・登録公報2020-050

【出願番号】特願2020-518458(P2020-518458)

【国際特許分類】

H 04 W 12/04 (2021.01)

H 04 W 76/10 (2018.01)

H 04 L 9/08 (2006.01)

【F I】

H 04 W 12/04

H 04 W 76/10

H 04 L 9/00 601C

H 04 L 9/00 601E

【手続補正書】

【提出日】令和3年9月6日(2021.9.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユーザ機器(UE)によるワイヤレス通信のための方法であって、

ネットワークとのセキュアな接続を確立するために第1のメッセージを受信するステップであって、前記第1のメッセージはネットワークポリシー情報を含む、ステップと、

前記ネットワークポリシー情報に部分的に基づいて第1の鍵を生成するステップと、

前記第1の鍵を使用して前記ネットワークポリシー情報を検証するステップとを含む、方法。

【請求項2】

前記第1のメッセージが、前記ネットワークポリシー情報が有効である時間量をさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記第1の鍵が、前記ネットワーク内の前記UEとセキュリティアンカー機能(SEAF)との間で共有されるアンカー鍵、または前記ネットワークポリシー情報が有効である前記時間量のうちの少なくとも1つにさらに基づいて生成される、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記第1のメッセージを受信する前に、前記SEAFとの認証手順または登録手順のうちの少なくとも1つを実行するステップをさらに含み、前記アンカー鍵が、前記認証手順または前記登録手順のうちの少なくとも1つに基づいて確立される、請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記ネットワークポリシー情報が、前記ネットワークとの通信セッションを確立するときに、前記UEがセッション管理トークンを前記ネットワーク内のセッション管理機能(SMF)から受信することになるかどうかの指示を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記第1のメッセージが、前記ネットワーク内のアクセスおよびモビリティ管理機能(AM

F) から受信される、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

ネットワークとのセキュアな接続を確立するために第1のメッセージを受信するための手段であって、前記第1のメッセージはネットワークポリシー情報を含む、手段と、前記ネットワークポリシー情報に部分的に基づいて第1の鍵を生成するための手段と、前記第1の鍵を使用して前記ネットワークポリシー情報を検証するための手段とを備える、ユーザ機器(UE)。

【請求項8】

セキュリティアンカー機能(SEAF)によるワイヤレス通信のための方法であって、ネットワークポリシー情報に少なくとも部分的に基づいてネットワークノードに対する鍵を生成するステップであって、前記鍵は、ユーザ機器(UE)と前記ネットワークノードとの間のセキュアな接続を確立するために使用される、ステップと、前記鍵を前記ネットワークノードに送るステップとを含む、方法。

【請求項9】

前記鍵を生成する前に、前記UEとの認証手順または登録手順のうちの少なくとも1つに関与するステップをさらに含み、前記関与するステップが、前記UEと前記SEAFとの間で共有されるべきアンカー鍵を確立するステップを含む、請求項8に記載の方法。

【請求項10】

前記鍵が、前記アンカー鍵または前記ネットワークポリシー情報が有効である時間量のうちの少なくとも1つにさらに基づいて生成される、請求項9に記載の方法。

【請求項11】

前記ネットワークポリシー情報または前記ネットワークポリシー情報が有効である前記時間量のうちの少なくとも1つを前記ネットワークノードに送るステップをさらに含む、請求項10に記載の方法。

【請求項12】

前記ネットワークポリシー情報が、ネットワーク内のセッション管理機能(SMF)が前記UEと前記ネットワークとの間の通信セッションに対するセッション管理トークンを生成して、前記セッション管理トークンを前記UEに送信することになっているかどうかの指示を含む、請求項8に記載の方法。

【請求項13】

前記UEのポリシー情報を含むメッセージを受信するステップをさらに含み、UEポリシー情報は、UE能力情報またはUEセキュリティ情報のうちの少なくとも1つを含む、請求項8に記載の方法。

【請求項14】

ネットワークポリシー情報に少なくとも部分的に基づいてネットワークノードに対する鍵を生成するための手段であって、前記鍵は、ユーザ機器(UE)と前記ネットワークノードとの間のセキュアな接続を確立するために使用される、手段と、

前記鍵を前記ネットワークノードに送るための手段とを備える、セキュリティアンカー機能(SEAF)。

【請求項15】

コンピュータによる実行時に、請求項1~6あるいは8~13のいずれか一項に記載の方法を前記コンピュータに実行させる命令を備えたコンピュータプログラム。